



(共催) 「衛生推進者養成講習会」の開催について

労働安全衛生法第12条の2及び安全衛生規則第12条の2により、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては安全衛生推進者又は衛生推進者の選任が義務付けられています。今回の衛生推進者は、**銀行業、証券業、生保・損保業等の各店舗、飲食業、企業本社、映画演劇業、教育研究業、人材派遣業等の業種において選任が必要です。**

また、第14次労働災害防止計画においても重点業種対策として第三次産業の中で小売業、社会福祉施設、飲食店等があげられていることもあり、労働災害体制強化のためにも、この機会に是非受講されますようご案内申し上げます。

記

- 1. 日 時 令和6年7月2日(火) 9時30分～16時15分
- 2. 場 所 青色会館 5階 会議室 (小田原市本町2-3-24)
- 3. 講習内容 (1) 衛生推進者の職務(1H)、(2) 作業環境管理及び作業管理(1H)
(3) 健康の保持増進(1H)、(4) 労働衛生教育(1H)、(5) 関係法令(1H)
- 4. 会 費 **【会員・一般】10,830円** (受講料8,930円、テキスト1,100円、弁当800円含む)
- 5. 定 員 30名
- 6. 申込方法 小田原支部HPからのNET申込み、または、申込書でのFAX申込み
- 7. 持 参 品 受講当日、受付にて下記①～⑦のいずれかの証明書等にて、ご本人確認をさせていただきます。
① 国の法律に定められた免許証(自動車運転免許証、衛生管理者免許証等)
② 住民基本台帳(住基カード)、マイナンバーカード、住民票、戸籍抄本(謄本)
③ 健康保険被保険者証(健康保険証) ④ パスポート(旅券) ⑤ 学生証、卒業証明書
⑥ 外国人登録証明書、在留カード、特別永住者証明書
⑦ 平成28年2月1日以降に交付された当協会発行技能講習修了証、再交付技能講習終了証
- 8. 申込期限 **6月21日(金)まで**
- 9. 申込取消 **6月26日(水)まで** それ以降は受講料の返金はできませんので、ご了承下さい。

※ 当講習会の受講及び修了者台帳に関する以外の目的で個人情報を流用することはありません。

※ 修了証が本部発行のため氏名(戸籍上の漢字)、生年月日の正確な記入をお願いします。

「衛生推進者養成講習会」申込書(令和6年7月2日)

会員番号		事業場名	
〒		所在地	
担当者名		TEL	FAX

※	氏 名	生 年 月 日	受講者現住所
	フリガナ	西暦 年 月 日	〒
	フリガナ	西暦 年 月 日	〒

【会員受講料・一般受講料】 10,830円/人	受講料	月 日頃
【申込者数】 名	【受講料振込額】 円	振込予定日
【振込先】 横浜銀行 / 小田原支店 普通 0056462		【名義】 神奈川労務安全衛生協会小田原支部

<申込先/FAX:0465-24-5820>

お問合せ/(公社)神奈川労務安全衛生協会小田原支部

TEL:0465-24-1753